

「選挙」豆知識

7月10日 参議院議員通常選挙投票日

今回の選挙では「初めて」の制度が3つあります。

- ▶**初めて1** 70年ぶりに選挙権年齢が改正され、「18歳以上から投票できる」初めての国政選挙。
- ▶**初めて2** 住所移動（転出）の時期によっては、どちらの市区町村でも投票できないことがこれまではありました。しかし、法改正により「住所要件が緩和されたことで、投票できない現象が解消される」初めての国政選挙。
- ▶**初めて3** これまでは、投票所に入ることができる子どもの範囲が限られていました。しかし、法改正により「子どもの範囲が拡大」となる初めての国政選挙。



～家族で「選挙」のことについて話してみませんか？～

NO. 6

選挙に関するあれこれを発信する『選挙』豆知識
第6回目の今回は、選挙管理機関とその役割などに関することをお伝えします。

【機関】 私たちの意思が、正確に政治に反映されるためには、選挙自体が公正に行われなければなりません。ですから、都道府県や市区町村には必ず選挙管理委員会が設置されています。正しい選挙を見守ることは、民主主義や私たちの暮らしを守ることなのです。

【役割など】

- ▶**投票管理者** 正確に投票が行われているかの確認や、投票所の秩序維持の確保に努めます。
- ▶**投票立会人** 公正な投票事務の監視などを行います。1投票所2人以上5人以下と定められています。
- ▶**開票管理者** 開票事務に関し、投票の点検や効力の決定、および開票所の秩序維持に努めます。
- ▶**開票立会人** 公正に行われるよう開票事務の監視などを行います。3人以上10人以下と定められています。
- ▶**選挙会・選挙長** 開票の結果を確認し、当選人を決定する選挙会。その事務統括者を選挙長と言います。
- ▶**選挙立会人** 選挙会に立会い、当選人決定手続きに参加します。3人以上10人以下と定められています。

有権者のみんな、
注目！



今月は参議院議員通常選挙が執行されるよ。投票所には、必ず投票管理者、投票立会人が居るから、投票するときに確認してみてね。

笛吹市選挙管理委員会 笛吹市明るい選挙推進協議会

■ 問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111